官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四）　二
〔省　令〕
○健康保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六）　三
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一七）　三
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛二）　四
〔法規的告示〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第一項に規定する取引所金融商品市場を指定する件（金融庁二）　四
○企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件（同三）　四
○労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働四二）　四
○平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例（同四三）　五
○建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（厚生労働・国土交通・環境一）　五
○昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件（農林水産二〇七）　五
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務四二）　六
○アジア開発銀行を設立する協定の一部の改正に関する件（外務六七）　六
○権利者情報を取得するための措置を定める件（文化庁二）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通二九六）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛四二～四六）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同四七）　七
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同四八）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同四九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局四一）　八
○道路に関する件（中国地方整備局一六）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一五）　九
○一級河川石狩川水系豊平川における河川区域指定に関する件（北海道開発局七）　九
〔国会事項〕　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕　九
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
労　働
最低工賃の廃止決定に関する公示（秋田労働局最低工賃公示一）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配二三～二六）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同二七、二八）　一〇
〔公　告〕
官庁
諸事項
財団、公示送達、無縁墳墓等改葬、尾張都市計画道路一・三・二号名岐道路に係る対象事業の引継ぎ関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　一九

府　令

○内閣府令第四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十五第一項の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月二十日

内閣総理大臣　高市　早苗

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（安否情報の提供等） **第八条の三**　［略］ ２　照会者は、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。 一　前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項に規定する書面、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出すること。 二　前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録の送信（同法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けること。 三　照会者が遠隔の地に居住している場合その他前二号に掲げる方法によることができない場合においては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める措置 ［３・４　略］	（安否情報の提供等） **第八条の三**　［同上］ ２　照会者は、前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項に規定する書面、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出すること。［号を加える。］ ［３・４　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省令第十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の四十一の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（都道府県単位保険料率に関する措置） **第百三十五条の二の三**　協会は、一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率が、当該一の事業年度の前事業年度の三月から当該一の事業年度の二月まで用いる都道府県単位保険料率に比して上昇し、又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができるものとする。	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十七号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（教育訓練等を受講する特定求職者に対する貸付けに係る事業等を行う法人への補助） **第十六条の二**　前条に規定するもののほか、特定求職者の職業に関する教育訓練その他の訓練であって職業安定局長が定めるものの受講を容易にするための資金の貸付けに係る事業又は当該貸付けに係る保証を行う法人に対して、当該事業又は保証に要する経費の一部補助を行うものとする。	（教育訓練等を受講する特定求職者に対する貸付けに係る保証を行う一般社団法人等への補助） **第十六条の二**　前条に規定するもののほか、特定求職者の職業に関する教育訓練その他の訓練であって職業安定局長が定めるものの受講を容易にするための資金の貸付けに係る保証を行う一般社団法人又は一般財団法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四十四条　自衛官以外の隊員の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた隊員（以下「育児短時間勤務隊員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、防衛大臣の定める者（第二項から第六項まで、第九項及び第十項において「官房長等」という。）が定める。 2～14　［略］ （年次休暇） **第四十七条**　［略］ 2～5　［略］ 6　年次休暇の単位は、一日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間又は十五分を単位とすることができる。 7　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第四十四条**　自衛官以外の隊員の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分とする。ただし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法（以下「準用育児休業法」という。）第十二条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた隊員（以下「育児短時間勤務隊員」という。）の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、防衛大臣の定める者（第二項から第七項まで、第十項及び第十一項において「官房長等」という。）が定める。 2～14　［同上］ （年次休暇） **第四十七条**　［同上］ 2～5　［同上］ 6　年次休暇は、一日を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、一時間（第四十四条第十項に規定する自衛官以外の隊員又は防衛大臣の定める自衛官にあつては、一時間又は十五分）を単位とすることができる。 7　［同上］

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第二号

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第一項に規定する金融庁長官が指定する取引所金融商品市場を次のように指定する。

令和八年二月二十日

金融庁長官　伊藤　豊

株式会社東京証券取引所プライム市場

○金融庁告示第三号

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十九条の九第五項の規定に基づき金融庁長官が定めるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置したサステナビリティ基準委員会において作成が行われたサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準であって、令和八年二月二十日までに同委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。

令和八年二月二十日

金融庁長官　伊藤　豊

別表

号数	表題
サステナビリティ開示ユニバーサル基準	サステナビリティ開示基準の適用
サステナビリティ開示テーマ別基準第１号	一般開示基準
サステナビリティ開示テーマ別基準第２号	気候関連開示基準

○厚生労働省告示第四十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則（以下「則」という。）第三十四条の二の六の二の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるものは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の二第一項に規定する通知対象物のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　次に掲げる物に該当しないもの

イ　一・四―ジクロロ―二―ブテン、鉛、一・三―ブタジエン、一・三―プロパンスルトン、硫酸ジエチル、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三に掲げる物、令別表第四第六号に規定する鉛化合物、令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛及び令別表第六の二に掲げる物

ロ　則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物

ハ　則第五百九十四条の二に規定する皮膚等障害化学物質等

二　次のイからハまでに掲げる、国及び事業者が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法。次号において「日本産業規格Ｚ七二五二」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）に応じ、それぞれイからハまでに掲げる分類の結果のいずれにも該当しない物（ただし、国が行う同分類にあっては、令和七年三月三十一日までの国が行う同分類の結果に基づくものに限る。）

イ　生殖細胞変異原性、発がん性又は生殖毒性　有害性があるものと区分されたもの（当該化学物質の含有量が混合物の有害性区分に影響を与える濃度（次号において「濃度限界」という。）未満であることにより混合物としての有害性区分に該当しないものを除く。）

ロ　呼吸器感作性、皮膚感作性又は誤えん有害性／眼刺激性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）又は特定標的臓器毒性（反復ばく露）　区分一

ハ　急性毒性　区分一、区分二又は区分三

三　化学物質の成分の含有量について、重量パーセントが日本産業規格Ｚ七二五二に定める濃度限界未満である物（ただし、濃度限界が定められている有害性クラスに該当するものに限る。）

○厚生労働省告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定により、平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準の特例を次のように定め、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

平成二十五年八月から令和八年三月までの間の生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号。以下「保護の基準」という。）に基づき保護の基準別表第１第１章の基準生活費又は第３章の入院患者日用品費若しくは介護施設入所者基本生活費が算定された者（以下「対象者」という。）の生活保護法第八条第一項に規定する需要は、保護の基準により算定された額及び次に掲げる額の合計額により測定するものとする。

一　平成二十五年八月から平成二十六年三月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の居宅基準生活費（保護の基準別表第１第１章の１の⑴のアにより算定された基準生活費（同章の１の⑴の地区別冬季加算額及び同章の１の⑵のアの期末一時扶助費を除く。）をいう。以下同じ。）、救護施設等基準生活費（同章の２の⑵のアにより算定された基準生活費をいう。以下同じ。）（同章の２の⑴のイの地区別冬季加算額及び同章の２の⑵のアの期末一時扶助費を除く。）、障害者加算（同章の２の⑴の加算額をいう。以下同じ。）、介護施設入所者加算（同章の３の介護施設入所者加算をいう。以下同じ。）、在宅患者加算（同章の４の在宅患者加算をいう。以下同じ。）、放射線障害者加算（同章の５の放射線障害者加算をいう。以下同じ。）（平成二十五年十月から平成二十六年三月までの間において適用されていたものに限る。）、母子加算（同章の８の⑴の加算額をいう。以下同じ。）、入院患者日用品費（同表第１章の３又は同表第３章の１の入院患者日用品費をいう。以下同じ。）（同表第１章の３及び同表第３章の１の⑴の地区別冬季加算額を除く。次号及び第三号において同じ。）及び介護施設入所者基本生活費（同章の２の介護施設入所者基本生活費をいう。以下同じ。）（同章の２の⑴の地区別冬季加算額を除く。次号及び第三号において同じ。）のそれぞれの額に千分の八を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

二　平成二十六年四月から平成二十七年三月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の居宅基準生活費、救護施設等基準生活費、地区別冬季加算額、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算、入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費のそれぞれの額に千分の十六を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

三　平成二十七年四月から平成三十年九月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の居宅基準生活費、救護施設等基準生活費、地区別冬季加算額（保護の基準別表第１第１章の３の入院患者日用品費に係る地区別冬季加算額並びに同表第３章の１の⑴及び同章の２の⑴の地区別冬季加算額に限る。）、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算、入院患者日用品費及び介護施設入所者基本生活費のそれぞれの額に千分の二十四を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

四　平成三十年十月から令和八年三月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の救護施設等基準生活費（保護の基準別表第1第1章の2の(1)のイの地区別冬季加算額、同章の2の(2)のアの期末一時扶助費及び同章の4の特例加算を除く。）、地区別冬季加算額（同章の3の入院患者日用品費に係る地区別冬季加算額並びに同表第3章の1の(1)及び同章の2の(1)の地区別冬季加算額に限る。）、妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、母子加算（同表第2章の8の(1)のうち在宅者に係るものを除く。）、入院患者日用品費（同表第1章の3及び同表第3章の1の(1)の地区別冬季加算額並びに同章の1の(4)の特例加算を除く。）及び介護施設入所者基本生活費（同章の2の(1)の地区別冬季加算額及び同章の2の(4)の特例加算を除く。）のそれぞれの額に千分の二十四を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

五　平成二十五年十二月から令和七年十二月までの間において適用されていた保護の基準により対象者に算定された各月の期末一時扶助費のそれぞれの額に千分の二十四を乗じて得た額（その額に十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。）の合計額

○厚生労働省
国土交通省
環境省告示第一号

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年厚生労働省国土交通省環境省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十日

厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（登録事項の変更の届出） **第九条**　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第五条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。 （登録事項の変更の届出） **第十六条の八**　工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の四第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から二週間以内に、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。	（登録事項の変更の届出） **第九条**　建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第五条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。 （登録事項の変更の届出） **第十六条の八**　工作物石綿事前調査者講習実施機関は、第十六条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出るものとする。

○農林水産省告示第二百七号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条の二第一項第一号、第二項、第三項第二号及び第六項、第五十三条第二項並びに第五十三条の二第一項並びに土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号）附則第二条第七項及び第三条第六項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する告示

第一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

第二　平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

第三　平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

第四　平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第九百六号（土地改良法施行令第五十二条の二等の農林水産大臣の定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第九百六号中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が令和七年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十日

総務大臣　林　芳正

一　名称　令和七年度印陸軍との実動訓練（ダルマ・ガーディアン25）への派遣団
二　国外派遣期間　令和八年二月二十二日から令和八年三月十一日まで
三　派遣人数（概数）　百二十人程度
四　派遣地域　インド共和国

○外務省告示第六十七号

昭和四十年十二月四日にマニラで作成された「アジア開発銀行を設立する協定」の一部は、同協定第五十九条第一項の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条第三項の規定に従い、令和八年三月一日に効力を生ずる。

（令和七年十二月一日付けアジア開発銀行事務局長通報）

令和八年二月二十日

外務大臣　茂木　敏充

第十二条を次のように改める。

第十二条　通常業務に対する制限

1　削除

2　第六条5に定める払込請求応諾義務が適用される銀行の借入資金から行なわれた貸付けについては、特定の通貨で銀行に支払われるべき元本の現在高総額は、いかなる時にも、同一の通貨で支払われるべき銀行の借入れの元本の現在高総額をこえてはならない。

３　銀行の通常資本財源から株式又は持分に投資される資金については、投資の総額は、その時までに実際に払い込まれた銀行の毀損されていない払込資本並びに銀行の通常資本財源に含まれる準備金及び剰余金の合計額から第十七条に定める特別準備金を除いた額の十パーセントをこえてはならない。

４　株式又は持分への投資の額は、当該団体又は企業の資本について理事会がそれぞれの場合に適当と決定する比率をこえてはならない。銀行は、自己の投資を保護するため必要な場合を除くほか、株式又は持分への投資により当該団体又は企業の支配力を取得しようとしてはならない。

○文化庁告示第二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項第一号（同法第百三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、権利者情報を取得するための措置を次のように定める。

令和八年二月二十日　　文化庁長官　都倉　俊一

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条第一項第一号（法第百三条において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める措置は、次に掲げる全ての措置とする。

一　広く権利者情報を掲載していると認められる資料として、次に掲げるもののうち、いずれか適切なものを閲覧すること。

イ　著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるもの

ロ　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト

ハ　過去に行われた法第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の裁定（以下「裁定」という。）に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関するデータベース

二　著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として次のイ及びロに掲げるもの（過去に行われた裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、次のイ及びロに掲げるもの又は文化庁長官）に対し照会すること。

イ　著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類の著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（ロにおいて「同種著作物等」という。）を取り扱うもの

ロ　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体

三　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに七日以上の期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

附　則

１　この告示は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

２　平成二十一年文化庁告示第二十六号は、令和八年三月三十一日をもって廃止する。

○国土交通省告示第二百九十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5846号	第一種衛星航法装置	ＪＬＲ－41－ＧＨ	日本無線株式会社	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号
第5847号	船首方位伝達装置	ＪＬＲ－41－ＴＨ	〃	〃

○防衛省告示第四十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｲ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｳ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ｴ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(ｵ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(ｶ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ｱ)から(ｸ)までの八点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｸ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ｱ)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｲ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ｳ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(ｴ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(ｵ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｶ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(ｷ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ｸ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(ｲ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関その他　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

実施機関その他　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

実施機関その他　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十七号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機関その他　航空機

一　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十八号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

実施機関その他　航空機

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

実施機関その他　航空機

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長
山梨県南都留郡鳴沢村字山中字藪木二一二一番三六地先から同村字重中二三七七番二地先まで	後前	一一・三メートル 五・六三〇メートル 四〇〇メートル	〇・〇キロメートル 九九〇メートル 一一メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中国地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山県久米郡美咲町原田字寺垰二一四一番四から同町原田字本田二一七番三まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和八年二月二十日

○九州地方整備局告示第十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年二月二十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

第１　起業者の名称　福岡県

第２　事業の種類　園芸農業アドバンストテクノロジーセンター整備事業

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県筑後市大字下妻字踊町地内

２　使用の部分　福岡県筑後市大字下妻字踊町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県筑後市大字下妻字踊町地内における30,331.22㎡を起業地とする「園芸農業アドバンストテクノロジーセンター整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第３条第31号に掲げる地方公共団体が設置する研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は福岡県が設置及び管理を行っている農林業総合試験場（以下「試験場」という。）の本場、資源活用研究センター及び分場で分散して実施している野菜及び花き分野の研究を集約し、新たな研究開発機関を整備する事業であり、また、起業者である福岡県は既に本件事業の予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

福岡県では野菜や花きなどの園芸作物が令和５年農業産出額の約６割を占めるなど農業の中核をなしている一方で、農業者の減少や高齢化により人手不足や生産基盤の脆弱性が懸念されていることから、試験場では、大規模経営に必要な省力化などにつながる技術や、新規就農者の早期の経営安定にも効果のある高品質・高収量栽培技術などの収益性を向上させる技術の開発が進められている。

また、令和５年３月に策定された福岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画において、環境負荷低減に関する実施計画が定められ、園芸農業においても環境負荷を低減する技術の開発が進められている。

しかしながら、開発された新技術の農業現場への導入（以下「現場実装」という。）に時間を要しており、その効果が早期に発揮されていない状況である。現場実装には、新技術の導入効果、経費及び使い方について農業者が理解する必要があるが、既存の試験場は新技術に関する情報発信や情報交換の機能が十分ではなく、このことが課題となっている。

本件事業の完成により、園芸農業が盛んな筑後地域において、農業者が新技術の導入効果を実感できるハウス、研究者交流スペース及び技術展示室等を備えた研究開発機関が整備されることで、新技術のさらなる情報発信が可能となるほか、研究開発段階から農業者等と連携し現場実装に向けた課題について、農業者からの評価を受け、改善を行いながら研究を進めていくことが可能となる。その結果、新技術の現場実装が加速し、収益性の向上や環境負荷の低減などの効果をもたらし、さらに、福岡県内の試験場で分散して実施している研究を集約することで効率化が図られるなど、園芸農業の持続的な発展に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は工事実施に伴う騒音などについて、低騒音・低振動型機械を使用するなど、周辺の生活環境に配慮することとしている。

また、本件区間内及びその周辺の土地に生息・生育する動植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等に定める重要な種（以下「重要な種」という。）は存在しないことを確認している。加えて、起業者は、今後、工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、今後、工事施工中に遺跡などが発見された場合は、筑後市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査などを行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は福岡県内の試験場で分散して実施している野菜及び花き分野の研究を集約し、新たな研究開発機関を整備する事業であり、その事業計画は、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年３月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定。）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の起業地の位置については、福岡県の園芸農業の令和５年産出額の約７割を占める主産地である筑後地域において、申請案を含む３案による検討が行われている。

申請案と他の２案を比較すると、申請案は、取得必要面積が最も小さいこと、新幹線及び在来線の駅であるＪＲ筑後船小屋駅に近く多方面からのアクセス性に優れること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、福岡県の園芸農業では人手不足や生産基盤の脆弱性が懸念され、また、環境負荷低減に関する実施計画が定められており、早期に新技術を開発し現場実装を行うことでその効果を発揮させる必要があることから、本件事業は早期に施行する必要があると認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県筑後市役所

○北海道開発局告示第七号

石狩川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百二十四号を次のように改める。

関係図面のうち、第八十三号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十日

北海道開発局長　遠藤　達哉

（図面省略）

国会事項

衆議院

議長、副議長当選

二月十八日議長及び副議長選挙の結果、次のとおり当選した。

議長　森　英介

副議長　石井　啓一

常任委員長選任

二月十八日議院において、次のとおり常任委員長を選任した。

議院運営委員長　山口　俊一

会期議決通知及び通知書受領

二月十八日本院は第二百二十一回国会の会期を百五十日間と議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

又同日関口参議院議長から森議長宛、参議院は第二百二十一回国会の会期を百五十日間と議決した旨の通知書を受領した。

内閣総理大臣指名奏上及び通知

二月十八日国会は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名したことを奏上し、その旨参議院に通知した。

内閣総理大臣指名通知及び通知書受領

二月十八日本院は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名し、その旨参議院に通知した。

又同日関口参議院議長から森議長宛、参議院は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

内閣総理大臣任命式に列席

二月十八日森議長は、内閣総理大臣の任命式に列席した。

通知書受領

二月十八日、高市内閣総理大臣から築山事務総長宛、次の通知書を受領した。

内閣閣第二〇号

令和八年二月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院事務総長　築山　信彦殿

内閣は、日本国憲法第七十条により、本日総辞職することに決定いたしましたから、国会法第六十四条によって、この旨通知いたします。

判決正本受領

二月十八日、最高裁判所長官今崎幸彦から、最高裁判所事務処理規則第十四条後段により、地位確認等請求事件（令和五年（オ）第三六〇号、同年（受）第四四五号）についての判決正本を受領した。

辞令

（秘書課付）衆議院参事　深尾　健太

議長秘書を命ずる

（秘書課）同　千葉　直樹

副議長秘書を命ずる（以上二月十八日）

参議院

特別委員長選任

二月十八日次のとおり特別委員長を選任した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長　下野　六太

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長　横沢　高徳

政治改革に関する特別委員長　櫻井　充

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　福岡　資麿

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員長　古川　俊治

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長　松下　新平

消費者問題に関する特別委員長　松沢　成文

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員長　舟山　康江

会期の議決及び通知

二月十八日本院は、第二百二十一回国会の会期を百五十日間と議決し、その旨衆議院及び内閣に通知した。

通知書受領

二月十八日衆議院から、同院は第二百二十一回国会の会期を百五十日間と議決した旨の通知書を受領した。

また、同日衆議院から、同院は議長に森英介、副議長に石井啓一を選挙した旨の通知書を受領した。

また、同日衆議院議長から、国会は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名したことを奏上した旨の通知書を受領した。

内閣総理大臣の指名及び通知

二月十八日本院は衆議院議員高市早苗を内閣総理大臣に指名し、その旨衆議院に通知した。

判決正本受領

二月十八日最高裁判所長官から、最高裁判所事務処理規則第十四条後段の規定により、令和五年（オ）第三六〇号、同年（受）第四四五号地位確認等請求事件についての判決正本を受領した。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ホンジュラス大統領ナスリ・フアン・アスフラ・サブラ閣下の大統領就任につき、二月十七日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和８年２月20日

北海道開発局長　遠藤　達哉

1　河川の名称　石狩川水系豊平川

2　廃川敷地等が生じた年月日　令和８年２月20日

3　廃川敷地等の位置　北海道札幌市白石区菊水２条１丁目６番32から同市白石区菊水２条１丁目６番34まで（右岸）

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　148.24平方メートル

労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示

秋田労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃（平成18年秋田労働局最低工賃公示第１号）を令和８年３月31日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年２月20日

秋田労働局長　山本　博之

公　告

諸　事　項

工場財団

秋田県能代市河戸川字北西山48番地１**株式会社森風パワー**の工場財団に能代市河戸川字箒沢115番地１、115番地３、115番地４株式会社森風パワー能代船沢風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月20日

秋田地方法務局能代支局

尾張都市計画道路一・三・二号名岐道路に係る対象事業の引継ぎについての公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和八年二月二十日

中部地方整備局長　森本　輝

一　引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　国土交通省中部地方整備局

代表者の氏名　国土交通省中部地方整備局長　森本　輝

主たる事務所の所在地　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番一号

二　対象事業の名称、種類及び規模

名称　尾張都市計画道路一・三・二号名岐道路

種類　指定高速道路または一般国道の改築

規模　延長　約七・五キロメートル

三　対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

対象事業の一部の実施を名古屋高速道路公社へ引き継いだ

四　引継ぎにより新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称　名古屋高速道路公社

代表者の氏名　名古屋高速道路公社　理事長　松井　圭介

主たる事務所の所在地　愛知県名古屋市中区栄一丁目八番十六号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００５号

福岡市城南区別府１丁目19番40―1102号第33プリンスマンション城南
清算株式会社　Ｇ企画株式会社
代表清算人　渡邉信一郎
１　決定年月日　令和８年２月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号

兵庫県淡路市岩屋3559番地の４
清算株式会社　株式会社大塩商事
１　決定年月日　令和８年２月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

神戸地方裁判所洲本支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１３号

栃木県足利市堀込町3043番地の３
清算株式会社　株式会社なかむら
代表清算人　中村　悦之
１　決定年月日　令和８年１月30日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　別紙協定債権額一覧表記載の各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。

２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（なお、弁済は各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０６９号

東京都品川区西五反田５丁目７番３号
清算株式会社　ＨｉＣｕｓｔｏｍｅｒ株式会社
代表清算人　鈴木　大貴
１　決定年月日　令和８年２月９日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、協定債権者株式会社日本政策金融公庫を除く別紙記載の各協定債権者に対し、協定債権のうち、令和７年10月８日までの原因に基づいて生じた債権（以下「弁済対象債権」という。）の全額に相当する金員について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

２　清算株式会社は、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、前項に基づく弁済対象債権の弁済後の清算株式会社の残余財産の全額に相当する金額（ただし、25,010,616円及び25,000,000円に対する令和７年４月１日から令和７年10月８日までの年8.7％（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金（以下、25,010,616円及び当該遅延損害金を総称して「弁済上限額」という。）を上限とする。）について、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

３　第１項及び第２項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

4　株式会社日本政策金融公庫は、前２項に基づく弁済完了後に残存すべき協定債権につき、第２項に基づく弁済時において、その債務を免除する。

5　第１項及び第２項の弁済ののち、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、株式会社日本政策金融公庫に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第２項に基づく弁済との合計金額が弁済上限額に満つるまで弁済する。この場合において、株式会社日本政策金融公庫が前項により行った残債務の免除は、本項に基づき弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和八年二月十日
　掲載頁　八十六頁（号外第二十九号）
　令和八年二月二十日
　北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ四四七番地五
（甲）株式会社モイワリゾーツオペレーション　代表取締役　米田　成史
　東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号
（乙）合同会社モリア・マウンテン・ホールディングス
　代表社員　株式会社ウェルスプリング
　リアルティインベストメンツ
　職務執行者　米田　成史
　北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ四四七番地五
（丙）アドベンチャーロッジ８３４合同会社
　代表社員　株式会社ウェルスプリング
　リアルティインベストメンツ
　職務執行者　水間　信勝

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.nmda.or.jp
（乙）http://www.cicc.or.jp
　令和八年二月二十日
　東京都中央区日本橋小舟町三番二号
（甲）一般財団法人ニューメディア開発協会
　代表理事・理事長　永松　荘一
　東京都中央区日本橋小舟町九番四号
（乙）一般財団法人国際情報化協力センター
　代表理事・理事長　占部浩一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月十六日
　掲載頁　一〇三頁（号外第一三二号）
　令和八年二月二十日
　東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）ピーエス・コンストラクション株式会社　代表取締役　森　拓也
　東京都千代田区九段北一丁目五番九号九段誠和ビル七階
（乙）ピー・エス・コンクリート株式会社
　代表取締役　井筒　浩二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　令和八年二月二十日
　東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
（甲）合同会社カーリー
　代表社員　小口　裕太
　東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
（乙）合同会社クリシュナ
　代表社員　小口　裕太

合併公告

左記会社は合併して甲は、乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月二十三日
　掲載頁　三一一頁（号外第一六八号）
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月八日
　掲載頁　九十頁（号外第一五六号）
（丙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年八月十五日
　掲載頁　一〇七頁（号外第一八五号）
（丁）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月一日
　掲載頁　一一六頁（号外第一五〇号）
　令和八年二月二十日
　東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号
（甲）シナネン株式会社
　代表取締役　小松　良則
　大阪市西区江戸堀一丁目九番六号
（乙）ミライフ西日本株式会社
　代表取締役　中川　進弘
　仙台市青葉区国分町三丁目六番一号仙台パークビル
（丙）ミライフ東日本株式会社
　代表取締役　村尾　睦明
　札幌市西区八軒六条西十一丁目一番一号
（丁）ミライフ北海道株式会社
　代表取締役　大塚　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和八年二月十六日
　掲載頁　三頁
（乙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年六月二十五日
　掲載頁　八十一頁（号外第一四三号）
　令和八年二月二十日
　東京都中央区新川一丁目一六番三号住友不動産茅場町ビル三階
（甲）株式会社ストラタシス・ジャパン
　代表取締役　シャルマ・スニール
　東京都中央区新川一丁目一六番三号住友不動産茅場町ビル三階
（乙）株式会社ディーメック
　代表取締役　シャルマ・スニール

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年四月二十四日
　掲載頁　七十七頁（号外第九十二号）
（丙）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年四月二十三日
　掲載頁　七十七頁（号外第九十一号）
　令和八年二月二十日
　東京都港区虎ノ門二丁目六番一号
（甲）日本アイ・ビー・エムデジタルサービス株式会社
　代表取締役　中村　健一
　東京都江東区東陽七丁目二番一四号
（乙）株式会社地銀ＩＴソリューション
　代表取締役　鈴木　啓太
　東京都江東区木場五丁目八番四〇号
（丙）地銀ソリューション・サービス株式会社
　代表取締役　樋口　隆晃

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項の規定により株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十九日

掲載頁　七十二頁（号外第一七二号）

令和八年二月二十日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

（甲）新光商事株式会社

代表取締役社長　小川　達哉

東京都品川区大崎一丁目二番二号

（乙）ノバラックスジャパン株式会社

代表取締役社長　薦田　紳義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月三十一日を予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ko-koku.jp/ir/s09853-fp1k8/index.html

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月九日

掲載頁　二頁

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

（甲）ＡＳ－２４０２株式会社

代表取締役　花田　雄介

東京都中央区八丁堀四丁目九番四号

（乙）株式会社宝仙堂

代表取締役　花田　雄介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月三十一日を予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.jpx.co.jp/

（乙）https://www.jpx.co.jp/

令和八年二月二十日

東京都中央区日本橋兜町二番一号

（甲）株式会社ＪＰＸ総研

代表取締役社長　二木　聡

東京都中央区日本橋兜町七番一号

（乙）ＳＣＲＩＰＴＳ　Ａｓｉａ株式会社

代表取締役ＣＥＯ　本郷　準一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年三月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　十二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　十二頁

令和八年二月二十日

東京都中央区京橋一丁目七番一号

（甲）コスモ石油マーケティング株式会社

代表取締役社長　髙山　直樹

東京都中央区京橋一丁目七番一号

（乙）コスモ石油プロパティサービス株式会社

代表取締役社長　田中　哲人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。なお、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三十八頁（号外第一一四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　三十四頁（号外第一一四号）

令和八年二月二十日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

（甲）Ｇ．Ｕ．Ｇｒｏｕｐ株式会社

（吸収合併効力発生日に日本ブロックチェーン基盤株式会社に商号変更予定）

代表取締役　稲葉　大明

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

（乙）日本ブロックチェーン基盤株式会社

代表取締役　稲葉　大明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月八日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一三三頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十日

東京都練馬区桜台一丁目一番六号

（甲）株式会社ジェイコム東京

代表取締役　國分　孝夫

札幌市豊平区月寒東二条十八丁目七番二〇号

（乙）株式会社ジェイコム札幌

代表取締役　金石　励正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月十四日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一三三頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十日

東京都練馬区桜台一丁目一番六号

（甲）株式会社ジェイコム東京

代表取締役　國分　孝夫

札幌市豊平区月寒東二条十八丁目七番二〇号

（乙）株式会社ジェイコム札幌

代表取締役　金石　励正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月八日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　二十七頁

令和八年二月二十日

東京都練馬区桜台一丁目一番六号

（甲）株式会社ジェイコム東京

代表取締役　國分　孝夫

埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目四番一号

（乙）株式会社ジェイコム埼玉・東日本

代表取締役　平岩　光現

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月十六日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　三頁

（乙）https://group-companies.jcom.co.jp/group/tsuchiura/
令和八年二月二十日
東京都練馬区桜台一丁目一番六号
（甲）株式会社ジェイコム東京
代表取締役　國分　孝夫
茨城県土浦市真鍋一丁目一一番一二号
（乙）土浦ケーブルテレビ株式会社
代表取締役　海老澤孝一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月十九日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　三頁

（乙）https://group-companies.jcom.co.jp/group/chiba/
令和八年二月二十日
東京都練馬区桜台一丁目一番六号
（甲）株式会社ジェイコム東京
代表取締役　國分　孝夫
千葉県浦安市入船一丁目五番二号
（乙）株式会社ジェイコム千葉
代表取締役　髙平　太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和七年十二月十一日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一五四頁（号外第一五〇号）
令和八年二月二十日
東京都練馬区桜台一丁目一番六号
（甲）株式会社ジェイコム東京
代表取締役　國分　孝夫
神奈川県横須賀市平成町一丁目一番地
（乙）株式会社ジェイコム湘南・神奈川
代表取締役　京　克樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月八日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一四八頁（号外第一四六号）
令和八年二月二十日
東京都練馬区桜台一丁目一番六号
（甲）株式会社ジェイコム東京
代表取締役　國分　孝夫
大阪市中央区谷町二丁目三番一二号
（乙）株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役　植田　展生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月十六日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一二四頁（号外第一四三号）
令和八年二月二十日
東京都練馬区桜台一丁目一番六号
（甲）株式会社ジェイコム東京
代表取締役　國分　孝夫
福岡市中央区那の津三丁目一三番一〇号
（乙）株式会社ジェイコム九州
代表取締役　上村　忠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の臨時株主総会並びに普通株主による種類株主総会及び優先株主による種類株主総会の承認決議は令和八年三月二十四日に予定しており、乙の臨時株主総会の承認決議は令和八年一月七日に終了しております。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＪＣＯＭマーケティング株式会社に変更し、本店を東京都千代田区丸の内一丁目八番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二一二頁（号外第一四八号）
令和八年二月二十日
東京都練馬区桜台一丁目一番六号
（甲）株式会社ジェイコム東京
代表取締役　國分　孝夫
大分市松が丘三丁目一番一二号
（乙）大分ケーブルテレコム株式会社
代表取締役　小森　智幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.skyperfectjsat.space/ir/electro/

令和八年二月二十日

東京都港区赤坂一丁目八番一号

（甲）株式会社スカパーＪＳＡＴホールディングス

代表取締役社長　米倉　英一

東京都港区赤坂一丁目八番一号

（乙）スカパーＪＳＡＴ株式会社

代表取締役　執行役員社長　米倉　英一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一四二頁（号外第二十一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一三六頁（号外第二十一号）

令和八年二月二十日

東京都目黒区碑文谷四丁目一五番三号

（甲）自動車精工株式会社

代表取締役　宮幸　茂

東京都目黒区碑文谷四丁目一五番三号

（乙）精工技研株式会社

代表取締役　宮幸　茂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.dji.co.jp/ir/announce.php

（乙）http://www.haseko.co.jp/ha/ir/groupannounce.html

令和八年二月二十日

東京都港区芝二丁目五番六号

（甲）株式会社デベロップジャパン

代表取締役　高橋　友広

東京都港区芝二丁目三二番一号

（乙）株式会社サクシード

代表取締役　大曽根一勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一五七頁（号外第一四四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一四六頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十日

神奈川県茅ヶ崎市萩園八二四番地二

（甲）日産モータースポーツ＆カスタマイズ株式会社

代表取締役社長　眞田　裕

神奈川県茅ヶ崎市萩園八二四番地二

（乙）株式会社オーテックエルコ

代表取締役社長　市川　卓真

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.jfe-technos.co.jp/

（乙）http://www.jfe-em.co.jp

令和八年二月二十日

横浜市鶴見区末広町二丁目一番地

（甲）ＪＦＥテクノス株式会社

代表取締役　能登　隆

宮城県仙台市青葉区国分町一丁目七番一六号

ウッドライズ仙台六階

（乙）ＪＦＥ東日本環境メンテナンス株式会社

代表取締役　生田目嘉洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sri-net.co.jp/

（乙）https://lifesupport-ken.jp

令和八年二月二十日

新潟県新潟市北区笹山東一〇七番地

（甲）株式会社ＳＲＩ

代表取締役　北村　真

新潟県新潟市中央区西大畑町六二〇番地四三

（乙）株式会社ライフサポートマネジメント研究所

代表取締役　北村　愼一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.shiotani.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二日

掲載頁　一二五頁（号外第二十二号）

令和八年二月二十日

富山県高岡市石瀬六番地の一

（甲）塩谷建設株式会社

代表取締役　塩谷　洋平

富山県高岡市石瀬六番地の一

（乙）塩谷商事株式会社

代表取締役　塩谷　洋平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/510/

（乙）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/520/

令和八年二月二十日

静岡県掛川市横須賀一番地

（甲）株式会社古田屋

代表取締役　古田　昌巳

静岡県掛川市横須賀一番地

（乙）株式会社フルタフーズ

代表取締役　三塚　智宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一八九頁（号外第一三六号）

令和八年二月二十日

静岡県島田市向島町四三七九番地

（甲）特種東海製紙株式会社

代表取締役　木村　隆志

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

（乙）株式会社ＴＴトレーディング

代表取締役　青野　智良

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　一〇六頁（号外第一六六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　六十七頁（号外第一四三号）
令和八年二月二十日
京都市南区東九条南石田町七四番地二
（甲）エネテック京都株式会社
代表取締役　籠嶋　大介
大阪府堺市堺区砂道町一丁一番二九号
（乙）株式会社エネテック大阪
代表取締役　濵　利英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）http://terrace1.co.jp/irinfo/
令和八年二月二十日
大阪市中央区備後町三丁目六番二号ＫＦセンタービル
（甲）株式会社ウィザス
代表取締役　生駒　富男
東京都中央区京橋三丁目一二番七号
（乙）株式会社テラス1
代表取締役　柏木　理

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.manabi-recruit.info/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二二八頁（号外第一四八号）
令和八年二月二十日
大阪府貝塚市近木町八番二七号大橋水車ビル二Ｆ
（甲）株式会社Ｂｌｕｅ　Ｓｋｙ　ＦＣ
代表取締役　中野　道
大阪市生野区舎利寺二丁目九番二八号
（乙）株式会社佑学社
代表取締役　磯田　朋希

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年五月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年二月十九日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月二十一日
掲載頁　六十四頁（号外第十三号）
令和八年二月二十日
大阪府東大阪市本庄中二丁目三番六号
（甲）藤本産業株式会社
代表取締役　藤本　翔平
東京都港区芝浦四丁目一五番三三号
（乙）ボサード株式会社
代表取締役　藤本　翔平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のピストンリング製造事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　七十六頁（号外第一四一号）
（乙）https://www.npr.co.jp/
令和八年二月二十日
岩手県一関市東台一四番地四二
（甲）株式会社日ピス岩手
代表取締役社長　伊藤　國泰
さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号
（乙）日本ピストンリング株式会社
代表取締役社長　高橋　輝夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸、管理事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年二月二十日
埼玉県越谷市千間台東二丁目一八番地三
（甲）株式会社サンハレア
代表取締役　田川　啓二
埼玉県越谷市千間台東四丁目一四三四番地
（乙）有限会社サンパーク開発
代表取締役　田川　達三

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のリケン熊谷事業所の精機部品事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　六十三頁（号外第一六〇号）
（乙）https://www.riken.co.jp
令和八年二月二十日
埼玉県熊谷市末広四丁目一四番一号
（甲）理研熊谷機械株式会社
代表取締役社長　小暮　一行
東京都千代田区三番町八番地一
（乙）株式会社リケン
代表取締役社長兼ＣＥＯ兼ＣＯＯ
前川　泰則

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりコスモ石油プロパティサービス株式会社（乙、住所東京都中央区京橋一丁目七番一号）の不動産の管理及び賃貸事業並びに総合リース事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　十二頁
令和八年二月二十日
東京都中央区八丁堀四丁目七番一号
コスモ石油販売株式会社
代表取締役　石本　耕二

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりコスモ石油プロパティサービス株式会社（乙、住所東京都中央区京橋一丁目七番一号）の不動産の管理および賃貸事業ならびに総合リース事業に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二九〇頁（号外第一四八号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　十二頁
令和八年二月二十日
東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号
コスモエネルギーソリューションズ株式会社
代表取締役　河村　靖之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電力事業（乙が需要家との間で締結して行う小売供給事業及び固定価格買取制度に基づく余剰売電事業（全量売電事業は含まない。）を除く。）、不動産仲介事業及び建設事業（建設業許可の必要ない建設工事に関するものを除く。）を除く乙の営む一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一一頁（号外第一六八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一八六頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十日
東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号
（甲）シナネン株式会社
代表取締役　小松　良則

東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号
（乙）ミライフ株式会社
代表取締役　塚越二喜男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電力事業（固定価格買取制度に基づく売電事業を除く。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一八六頁（号外第一四八号）

令和八年二月二十日
東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号
（甲）ミライフ株式会社
代表取締役　塚越二喜男

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一〇七頁（号外第一八五号）

令和八年二月二十日
東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号
（甲）ミライフ東日本株式会社
代表取締役　村尾　睦明

仙台市青葉区国分町三丁目六番一号仙台パークビル
（乙）ミライフ東日本株式会社
代表取締役　村尾　睦明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホームファシリティ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　八十七頁（号外第一三二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十三日
掲載頁　三一一頁（号外第一六八号）

令和八年二月二十日
東京都新宿区新宿四丁目三番一七号
（甲）シナネンアクシア株式会社
代表取締役　上池　祐司

東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号
（乙）シナネン株式会社
代表取締役　小松　良則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保育園探し活動支援事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一四八頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一五一頁（号外第一六一号）

令和八年二月二十日
東京都港区六本木一丁目三番四一号アークヒルズサイド一階
（甲）株式会社ｔｅｎ　ｇｒｏｗｔｈ
代表取締役　西村　淳

福岡市中央区舞鶴一丁目一番二七号
（乙）株式会社ｔｅｎ
代表取締役　西村　淳

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社エクサウィザーズ（乙、住所東京都港区芝浦四丁目二番八号）のＨＲＴｅｃｈ事業（テクノロジーを活用した人事領域における各種支援に関する事業）に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://exawizards.com/announcement/exaenterpriseai

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十日
東京都港区芝浦四丁目二番八号
株式会社Ｅｘａ　Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅ
ＡＩ　代表取締役　大植　択真

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の営むｅｎｇａｇｅ事業（求人サイトの「エンゲージ」及び採用管理システムである「ｅｎｇａｇｅ」を含み、「エン カイシャの評判」を除く。）に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十日
東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
（甲）エン株式会社
代表取締役会長兼社長　越智　通勝

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
（乙）株式会社エンゲージ
代表取締役社長　岩﨑　拓央

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の仁宅地区けい石事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.nittetsukou.co.jp/kankei/youra9821

令和八年二月二十日
東京都千代田区丸の内二丁目三番二号
（甲）日鉄鉱業株式会社
代表取締役社長　森川　玲一

大分県津久見市小園町七番六号
（乙）四浦珪石株式会社
代表取締役社長　鵜池　貴司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の療育事業及び乙の関係会社株式の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://corporate.welbe.co.jp

令和八年二月二十日
東京都中央区銀座二丁目三番六号
（甲）ハビー株式会社
代表取締役　中里　英之

東京都中央区銀座二丁目三番六号
（乙）ウェルビー株式会社
代表取締役　大田　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の民法上の組合（製作委員会名称・ＡＢＣコンテンツ製作委員会）の権利持分に関連付随する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　三頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十日
東京都港区浜松町二丁目三番一号
（甲）株式会社ＡＢＣフロンティア
代表取締役　井口　毅

大阪市福島区福島一丁目一番三〇号
（乙）朝日放送グループホールディングス株式会社
代表取締役　西出　将之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の民法上の組合（製作委員会名称・ＡＢＣコンテンツ製作委員会）の権利持分に関連付随する一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
　掲載の日付　令和七年六月六日
　掲載頁　三頁
（乙）https://corp.asahi.co.jp/ja/tv/
　令和八年二月二十日
　東京都港区浜松町二丁目三番一号
　（甲）株式会社ＡＢＣフロンティア
　　代表取締役　井口　毅
　大阪市福島区福島一丁目一番三〇号
　（乙）朝日放送テレビ株式会社
　　代表取締役　今村　俊昭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のログミーＢｕｓｉｎｅｓｓ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年九月一日
　掲載頁　九十八頁（号外第一九七号）
　令和八年二月二十日
　東京都渋谷区桜丘町一番一号
　（甲）Ｓａｎｓａｎ株式会社
　　代表取締役　寺田　親弘
　東京都渋谷区桜丘町一番一号
　（乙）ログミー株式会社
　　代表取締役　遠藤由加里（三浦由加里）

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業・技術開発・コーポレート部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）https://www.riken.co.jp
　令和八年二月二十日
　東京都千代田区三番町八番地一
　（甲）リケンＮＰＲ株式会社
　　代表取締役会長兼ＣＥＯ　前川　泰則
　東京都千代田区三番町八番地一
　（乙）株式会社リケン
　　代表取締役社長兼ＣＥＯ兼ＣＯＯ
　　前川　泰則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営業・技術開発・コーポレート部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）https://www.npr.co.jp/
　令和八年二月二十日
　東京都千代田区三番町八番地一
　（甲）リケンＮＰＲ株式会社
　　代表取締役会長兼ＣＥＯ　前川　泰則
　さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号
　（乙）日本ピストンリング株式会社
　　代表取締役社長　高橋　輝夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の汎用製品等商社事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年七月十五日
　掲載頁　八十五頁（号外第一六二号）
（乙）https://www.npr.co.jp/
　令和八年二月二十日
　東京都千代田区三番町八番地一
　（甲）理研商事株式会社
　　代表取締役社長　松本　茂
　さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号
　（乙）日本ピストンリング株式会社
　　代表取締役社長　高橋　輝夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の素形材事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和七年六月十七日
　掲載頁　一七〇頁（号外第一三三号）
（乙）https://www.riken.co.jp
　令和八年二月二十日
　新潟県柏崎市北斗町四番二八号
　（甲）株式会社リケンキャステック
　　代表取締役社長　阿部　佳哉
　東京都千代田区三番町八番地一
　（乙）株式会社リケン
　　代表取締役社長兼ＣＥＯ兼ＣＯＯ
　　前川　泰則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のリゾート事業ならびにシティ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/300/
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
　令和八年二月二十日
　静岡県浜松市中央区舘山寺町一八九一番地
　（甲）遠鉄観光開発株式会社
　　代表取締役社長　森下　忠康
　静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一
　（乙）遠州鉄道株式会社
　　代表取締役　丸山　晃司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
（乙）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/400/
　令和八年二月二十日
　静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一
　（甲）遠州鉄道株式会社
　　代表取締役　丸山　晃司
　静岡県浜松市中央区上島一丁目一一番一五号
　（乙）遠鉄タクシー株式会社
　　代表取締役　鈴木　隆

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりセレンディップ・ホールディングス株式会社（乙、名古屋市中区錦一丁目五番一一号）のコンサルティング事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年一月二十二日
　掲載頁　九十五頁（号外第十四号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
　令和八年二月二十日
　名古屋市中区錦一丁目五番一一号
　セレンディップ・テクノロジーズ株式会社
　　代表取締役　森　博和

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により小島プレス工業株式会社（乙、住所愛知県豊田市下市場町三丁目三〇番地）の吸収分割契約書記載の資産を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　一二七頁（号外第三十号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十二日
掲載頁　一二一頁（号外第三十号）

令和八年二月二十日
愛知県岡崎市保母町字上平地一番地
大和化成工業株式会社
代表取締役　小島　栄二

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により関電コミュニティ株式会社（乙、住所大阪市北区堂島一丁目一番五号）のマンション総合管理受託事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　八十四頁（号外第一四六号）

（乙）http://www.kanden-com.co.jp/

令和八年二月二十日
大阪市西区西本町一丁目四番一号
サンヨーホームズコミュニティ株式会社
代表取締役　小山　明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十一月十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　九十五頁（号外第一三九号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一一四頁（号外第一四四号）

令和八年二月二十日
大阪市中央区北浜東四番三三号
（甲）株式会社パソナ日本総務部
代表取締役　佐野　克也
三重県松阪市広陽町四一番地一
（乙）株式会社ゴートップ
代表取締役　佐野　克也

吸収分割公告

左記会社は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割により、甲の現場ソリューションカンパニーが営むｉ－ＰＲＯ製品に関する再販事業、プロダクトマーケティング機能及びＩＳＰ機能に係る事業に関する権利義務の一部を乙に承継させ、乙はこれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　十一頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　一〇八頁（号外第一六二号）

令和八年二月二十日
福岡市博多区美野島四丁目一番六二号
（甲）パナソニックコネクト株式会社
代表取締役　樋口　泰行
東京都港区港南二丁目一五番一号
（乙）ｉ－ＰＲＯ株式会社
代表取締役　中尾　真人

新設分割公告

当社（新設分割効力発生日と同日に子会社である日本ブロックチェーン基盤株式会社を吸収合併し、同社名に商号変更予定）は、新設分割により新設するＧ．Ｕ．Ｇｒｏｕｐ株式会社（住所東京都渋谷区桜丘町二六番一号）に対して当社の子会社であるＧ．Ｕ．テクノロジーズ株式会社およびＧ．Ｕ．Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ Ｇｌｏｂａｌ ＰＴＥ．ＬＴＤ．に関連する事業の権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の掲載場所は、次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月二十三日
掲載頁　三十八頁（号外第一一四号）

令和八年二月二十日
東京都渋谷区桜丘町二六番一号
Ｇ．Ｕ．Ｇｒｏｕｐ株式会社
代表取締役　稲葉　大明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＫＧＣ（住所京都市南区吉祥院西ノ庄西中町一番地）に対して当社のゴルフ場（金沢ゴルフクラブ・金沢東ゴルフクラブ）の運営事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十二月九日
掲載頁　十一頁

令和八年二月二十日
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町一番地
株式会社明輝建設
代表取締役　山下　潤

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するサイドバック株式会社（住所大阪府枚方市町楠葉一丁目三番一三号）に対して当社の古物売買事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日
大阪府枚方市町楠葉一丁目三番一三号
有限会社橋本質店
代表取締役　橋本　恵二

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カルファイン山宝（住所岡山県高梁市松原通二一一一番地三）に対して当社の山宝工場事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十日
掲載頁　二頁

令和八年二月二十日
岡山県高梁市松原通二一一一番地三
株式会社カルファイン
代表取締役　靏久　達也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社マッシュ（住所宮崎県宮崎市田野町甲二七三九番地五六）に対して当社の賃貸事業にのみ関連して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十九日
掲載頁　二頁

令和八年二月二十日
宮崎市大字本郷南方三二三一番地三
株式会社コア・クリエイトシステム
代表取締役　吉田　勝弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社常商（住所沖縄県国頭郡金武町字伊芸一九九六番地一）に対して、当社の宿泊事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日
沖縄県国頭郡金武町字伊芸一九九六番地一
伊佐総業有限会社
代表取締役　伊佐　常博

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｗｈｉｔｅ＆Ｃｏｃｏ．とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

埼玉県さいたま市浦和区前地三―六―六

合同会社Ｗｈｉｔｅ＆Ｃｏｃｏ．

代表社員　鈴木　春花

組織変更公告

当会社は合同会社ＭＩＲＡＲＣＨから株式会社山本解体へ組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年二月二十日

千葉県松戸市金ヶ作四二二

合同会社ＭＩＲＡＲＣＨ

代表社員　瑞慶村あかり

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

合同会社Ｍ

代表社員　松浦　莉奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

Ｓｅｐｔｅｎｉ　Ｇｌｏｂａｌ合同会社

代表社員　セプテーニアメリカ・インク

職務執行者　スエフジ・ダイスケ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社は効力発生前に東京都江東区大島一丁目二九番三号に本店移転いたします。

令和八年二月二十日

東京都江東区大島二丁目四一番一八号

林薬品合名会社

代表社員　林　一樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都目黒区自由が丘二丁目一六番一二号

ＲＪ三　合同会社ＳｕｎＴｏｗａｒｄｓ

代表社員　前田　日向

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十二日であり、組織変更後の商号はＳＵＮＬＩＮＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都千代田区九段北一丁目八番二号二階

ＳＵＮＬＩＮＥ合同会社

代表社員　木村　太一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

この組織変更に異議のある債権者は、令和八年三月二十七日までにお申し出ください。

令和八年二月二十日

東京都千代田区富士見二丁目一〇番三―二二〇四号

Ｊａｐａｎ　Ｓｏｆｔｐｏｗｅｒ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ合同会社

代表社員　羽田　善彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都港区南青山一丁目一番一号

合同会社Ａ・Ｇ・Ｓ

代表社員　木村　春樹

令和八年二月二十日

東京都江東区大島二丁目四一番一八号

林薬品合名会社

代表社員　林　一樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都目黒区自由が丘二丁目一六番一二号

ＲＪ三　合同会社ＳｕｎＴｏｗａｒｄｓ

代表社員　前田　日向

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十二日であり、組織変更後の商号はＳＵＮＬＩＮＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都千代田区九段北一丁目八番二号二階

ＳＵＮＬＩＮＥ合同会社

代表社員　木村　太一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することに致しました。

この組織変更に異議のある債権者は、令和八年三月二十七日までにお申し出ください。

令和八年二月二十日

東京都千代田区富士見二丁目一〇番三―二二〇四号

Ｊａｐａｎ　Ｓｏｆｔｐｏｗｅｒ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ合同会社

代表社員　羽田　善彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都港区南青山一丁目一番一号

合同会社Ａ・Ｇ・Ｓ

代表社員　木村　春樹

令和八年二月二十日

東京都港区芝公園一丁目二番八号ＡＭＡＮＯ芝公園ビル五階　ＲＴ．ＩＮＣ合同会社

代表社員　武部　毅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都世田谷区奥沢一丁目八番八号

合同会社ＹＧＭ

代表社員　溝口ゆずか

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｃｒａｆｉａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都足立区扇二―九―二〇―二〇九

合同会社Ｃｒａｆｉａ

代表社員　田村　寛太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都世田谷区中町三丁目二五番二―三〇三号

合同会社ダイスロケーション

代表社員　篠崎　泰輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

神奈川県横浜市西区北幸二丁目一〇番四八号むつみビル三階　合同会社ＭＯＮＡＫＡ

代表社員　萩原　萌香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

京都市下京区七条通油小路東入大黒町二二七番地　第２キョートビル四〇二

合同会社市田商店

代表社員　齋藤　拓也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

大阪市此花区四貫島一丁目二番二―七一二号

合同会社イルフォーレ

代表社員　森嶋　悦啓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

熊本県熊本市中央区水前寺公園二八番四五

プラッツＳ一〇三号　ＹＭＴ合同会社

代表社員　村上　強

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社日本の端から日本を元気にとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

熊本県天草市志柿町四四三四―一二

合同会社日本の端から日本を元気に

代表社員　大矢　元起

代表社員　宮﨑　由香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千四百九十九万九千二百六十四円減少し一億円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に増資を行ない現在の資本金の額は二億一千四百九十九万九千二百六十四円となっております。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　四十五頁（号外第一五二号）

令和八年二月二十日

茨城県那珂郡東海村白方七番地五

株式会社エマルションフローテクノロジーズ　代表取締役　鈴木　裕士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千三百三万二千円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

埼玉県さいたま市浦和区元町二丁目一八番一二号

有限会社あきよし

代表取締役　石井　秋良

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十五億三千九百三十七万三千六百六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.npr.co.jp/

令和八年二月二十日

さいたま市中央区本町東五丁目一二番一〇号

日本ピストンリング株式会社

代表取締役社長　高橋　輝夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千四百万五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

株式会社ＰＲＳ高岡

代表取締役　佐藤　公春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第二三一号）

令和八年二月二十日

東京都新宿区改代町二六番地一

ライノジャパン株式会社

代表取締役　緒方　修一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千八百三十二万六千六百六円減少し、また令和八年二月二十日から令和八年三月三十日までに募集株式の発行により資本金の額が増加した場合には、当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十九日

掲載頁　八十九頁（号外第十九号）

令和八年二月二十日

東京都千代田区五番町二番地一四カーサ五番町一〇三号　ＢＡＣＫＳＥＡＴ株式会社

代表取締役　林　政泰

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千二百五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://dot-me.co.jp/public

令和八年二月二十日

東京都千代田区神田駿河台二丁目三番地六

株式会社ドットミー

代表取締役　知念孝祥ジョナサン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百五十六万二千五百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　六十頁（号外第一五九号）

令和八年二月二十日

東京都小平市小川東町一丁目三〇番九号

株式会社フローディア

代表取締役　奥山　幸祐

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千七百五十万円減少し一億円とすることにし、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/1306269/announces

令和八年二月二十日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目六―七―五Ｆ

株式会社Ｇａｕｄｉｙ　Ｆｉｎａｎｃｉａｌ　Ｌａｂｓ

代表取締役　中島　功

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千五百万円減少し一億五千万一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十日

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

Ｋｉａ　ＰＢＶジャパン株式会社

代表取締役　田島　靖也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億七千三百八万七百六十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十日

東京都中央区京橋二丁目八番七号

セントケア・ホールディング株式会社

代表取締役　藤間　和敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十三億三千五百万円減少し百億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十三日であり、株主総会の決議は令和八年二月十九日に終了しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.asahi-kasei.co.jp/medical/news/ir/

令和八年二月二十日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

旭化成メディカル株式会社

代表取締役　稲留秀一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十三日

掲載頁　一四七頁（号外第三十一号）

令和八年二月二十日

東京都港区元赤坂一丁目六番二号

山王リアルエステート株式会社

代表取締役　中谷　宗平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二十八頁（号外第十一号）
令和八年二月二十日
東京都江東区毛利一丁目一番八号
東京ビジネス株式会社
代表取締役　小松崎慎一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十三億二千七百四十一万四百二十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.riken.co.jp
令和八年二月二十日
東京都千代田区三番町八番地一
株式会社リケン
代表取締役社長兼ＣＥＯ兼ＣＯＯ
前川　泰則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千七百二十万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十日
東京都港区芝五丁目二七番三号ＭＢＣ・Ｂ―一七六
ＴＣエナーテック・ジャパン株式会社
代表取締役　王　学進

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十日
掲載頁　八十九頁（号外第二十九号）
令和八年二月二十日
大阪市浪速区桜川一丁目六番一三号
株式会社そばよし
代表取締役　武田　千春

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日
奈良県大和高田市春日町二丁目六番九号
合同会社Ｔｈａｉ　Ｍａｒｋｅｔ
代表社員　ムアンムーン・ネートナパー

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二万五千円減少することにいたしました。減少した資本金の額は、全額資本準備金に計上いたします。

なお、本件効力発生と同時に行う増資により、最終的な資本金の額は五千万円となる見込みです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十日
広島県福山市沼隈町大字常石一〇八三番地
Ｎｅｘｔ　Ｇｒｉｄ株式会社
代表取締役　永江　賢

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十五億一万六千四百八十円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://gmo-aozora.com
令和八年二月二十日
東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
ＧＭＯあおぞらネット銀行株式会社
代表取締役社長　水町　哲

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四千八百十一万三千六百八十四円減少し、三千百六十二万七千八十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一六〇頁（号外第三十一号）
令和八年二月二十日
群馬県安中市松井田町坂本一四一七番地
株式会社ヴィレッジ東軽井沢ゴルフクラブ
代表取締役　川治　利夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千二万五千円、資本準備金の額を五億九千九百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月八日
掲載頁　九十七頁（号外第一八一号）
令和八年二月二十日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号
タンゲラン都市開発株式会社
代表取締役　計田　航介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千三百万円、資本準備金の額を九千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月十三日
掲載頁　一六〇頁（号外第三十一号）
令和八年二月二十日
群馬県安中市松井田町坂本一四一七番地
株式会社ヴィレッジ東軽井沢ゴルフクラブ
代表取締役　川治　利夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千二万五千円、資本準備金の額を五億九千九百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月二日
掲載頁　九十三頁（号外第二六四号）
令和八年二月二十日
東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル一二Ｆ
ソフォス株式会社
代表取締役　足立　達矢

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月三十一日現在の資本金の額を一億二千四百三十七万千六百円、資本準備金の額を一億二千四百三十七万千六百円減少することにいたしました。

なお、令和八年二月一日から効力発生日までに当社が発行している新株予約権が行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少することにより、資本金の額の減少及び資本準備金の額の減少の効力発生日における最終的な資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ一億円、零円とすることといたします。

株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和八年二月二十日
東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号
株式会社Ｄｅｆ　ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ
代表取締役　下村　優太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一三億二九三一万八七七二円、資本準備金の額を一三億二九三一万七七一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　四頁
令和八年二月二十日
東京都品川区東品川二丁目一番一一号
ＷＨＩＬＬ株式会社
代表取締役　杉江　理

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千八百八十三万五千円、資本準備金の額を千八百八十三万五千円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八頁

令和八年二月二十日

東京都千代田区麹町四丁目二番地六

株式会社ＮＰファイナンス

代表取締役　河西　遼

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円、資本準備金の額を一千九百六十四万七千四百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十日

新潟県新潟市西区坂井東六丁目一九番九号

有限会社コスモ開発

代表取締役　菊地　秀治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月下旬に開催予定の当社定時株主総会決議に基づく募集株式の発行により資本金の額が一億円、資本準備金の額が九千五百八十四万八千百三十二円増加することを条件として、資本金の額を一億円、資本準備金の額を九千五百八十四万八千百三十二円減少し、それぞれ二億円、二十一億六千三百三十万七千九百四十一円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　七十二頁（号外第六十九号）

令和八年二月二十日

大阪市北区堂島浜二丁目一番四〇号

サントリー興産株式会社

代表取締役　濵井　健児

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円、資本準備金の額を十億円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jrw-inv.co.jp

令和八年二月二十日

大阪市北区梅田三丁目二番一二三号

株式会社ＪＲ西日本イノベーションズ

代表取締役　門間　洋介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を五億円それぞれ減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.iyototal.jp/company/account/

令和八年二月二十日

愛媛県松山市大手町二丁目五番地四一

伊予トータルサービス株式会社

代表取締役　久米　良樹

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十日

東京都品川区大井四丁目四番二号

株式会社システムメイク

代表取締役　恒成　和広

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十日

川崎市宮前区宮前平一丁目七番地二六

株式会社タイメックス

代表取締役　渡辺　孝史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十日

新潟市中央区下大川前通四ノ町二二三〇番地一二

新潟ヒューム管株式会社

代表取締役　敦井　一友

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十日

大阪市西淀川区佃七丁目二番一二号

日東粉化工業株式会社

代表取締役　藤井　正信

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十日

大阪市西淀川区佃七丁目一番一二号

日東粉化商事株式会社

代表取締役　藤井　正信

株式併合につき通知公告

当社は、株式六十万株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年三月十三日であり、同日における発行可能株式総数は四百万株となります。

令和八年二月二十日

静岡県島田市大柳南五三二番地

株式会社ヒロタ

代表取締役　廣田　哲夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である細田裕之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都品川区南大井六丁目二〇番一二号

ROKI S&S SINGAPORE PTE. LTD.

（旧商号：ROKI GROUP INTERNATIONAL PTE. LTD.）

日本における代表者　細田　裕之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジョン・カールソンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル二〇階

ボーダフォン・エンタープライズ・ユー・ケー

日本における代表者　ジョン・カールソン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である池田肇及び林東錦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十日

中華人民共和国福建省厦門市高崎国際空港東埭遼路二〇号

大阪府泉南郡田尻町泉州空港中一番地関西国際空港内　厦門太古飛机工程有限公司

日本における代表者　林　東錦

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年三月二十三日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年二月二十日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号

Ｃｂｏｅジャパン株式会社

代表取締役　色川　徹

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年十一月二十三日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年二月二十日

福岡市中央区薬院二丁目二番二四号

西日本ダンススクール協同組合

代表理事　安信富士子

新規信託分割の公告

三井住友信託銀行株式会社（同社は、令和三年三月十日、前受託者たる三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（本店東京都千代田区丸の内一丁目四番五号）の解任により、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社から受託者たる地位を承継している。なお、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は、平成十七年十月三日、受託者合併によりユーエフジェイ信託銀行株式会社（本店東京都千代田区丸の内一丁目四番三号）から受託者たる地位を承継している。）は、左記の通り、左記一記載の信託を令和八年三月二十四日付で新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の表示

・委託者兼受益者（受益権の譲受けにより当初委託者の地位を承継）

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

三菱ＨＣキャピタルエステートプラス株式会社

・受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

・信託の年月日

平成十七年三月二十五日

・信託契約の名称

不動産管理処分信託契約書（ジャスコシティ高槻）（その後の変更を含みます。）

二、財産状況開示資料等の内容

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、履行の見込みに関する事項

新規信託分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の各信託財産責任負担債務については、いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都港区芝三丁目三三番一号

三井住友信託銀行株式会社

不動産カストディ部

電話番号　〇三―五二三二―八七五三

令和八年二月二十日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三井住友信託銀行株式会社

営業所

東京都港区芝三丁目三三番一号

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十二月二十四日付官報の号外第二八三号五十八頁に掲載されています。

令和八年二月二十日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

Ｇｒａｖｉｔｙ特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0013/index.html

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ａｌｏｎｓｏ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七二頁（号外第二二〇号）

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｂａｓｅｌ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三日

掲載頁　七十一頁（号外第七十六号）

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｂｒｙａｎ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0012/index.html

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｓｈｉｆｆｒｉｎ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十九億二千四百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月三十日付官報の号外第九十七号八十五頁に掲載されています。

令和八年二月二十日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

新都心プロパティー特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億五千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00031

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジーテン・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00045

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・アカイシ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00050

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・ホタカ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00033

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ジャパン・アサマ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金九億八百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年二月二十日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和七年十二月九日に確定給付企業年金法第八六条第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、第一回公告掲載（令和八年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年二月二十日

東京都青梅市東青梅二丁目一一番地の八

株式会社東洋レンズ

規約型確定給付企業年金清算人　破産者

株式会社東洋レンズ

破産管財人　幸村　俊哉

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十日

石川県金沢市古府町南四五九番地

アップティー株式会社確定給付企業年金

清算人　西村　康司

訂正公告

令和八年二月十日（号外第二十九号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、第五十二期決算公告中、うち当期純利益「(1,071,847)」とあるは「(1,071)」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十日

静岡市清水区大坪一丁目九番一一号

合同トラック株式会社

代表取締役　市川　進一

訂正公告

令和八年二月十六日（号外第三十二号）掲載の解散公告中、「仲田屋株式会社」とあるは「株式会社仲田屋」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十日

扱店

正誤

ページ	段	行	誤	正
八〇	下	表中関係告示欄中一四～一六	平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
八〇	下	表中関係告示欄中一～二	文部省告示第百五十一号	文部省告示第百五十二号
八一	上	表中関係告示欄中一四～一六	平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
八一	下	表中関係告示欄中終りから六～四	平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
八二	上	表中関係告示欄中一四～一六	平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
八二	上	表中関係告示欄中一四～一六	平成五年文部省告示第百五十一号	平成五年文部省告示第百五十二号
八二	下	表中関係告示欄中一～二	文部省告示第百五十一号	文部省告示第百五十二号
八二	下	表中所在の場所欄中一	新発田市本丸	新発田市大手町六丁目
八三	三		東京都江東区	東京都台東区